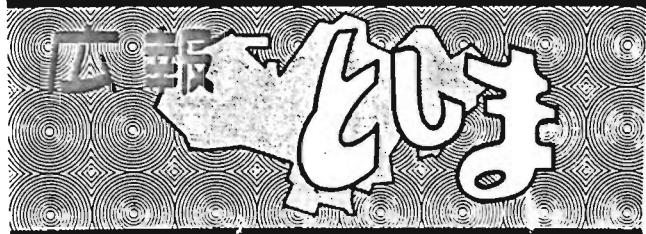


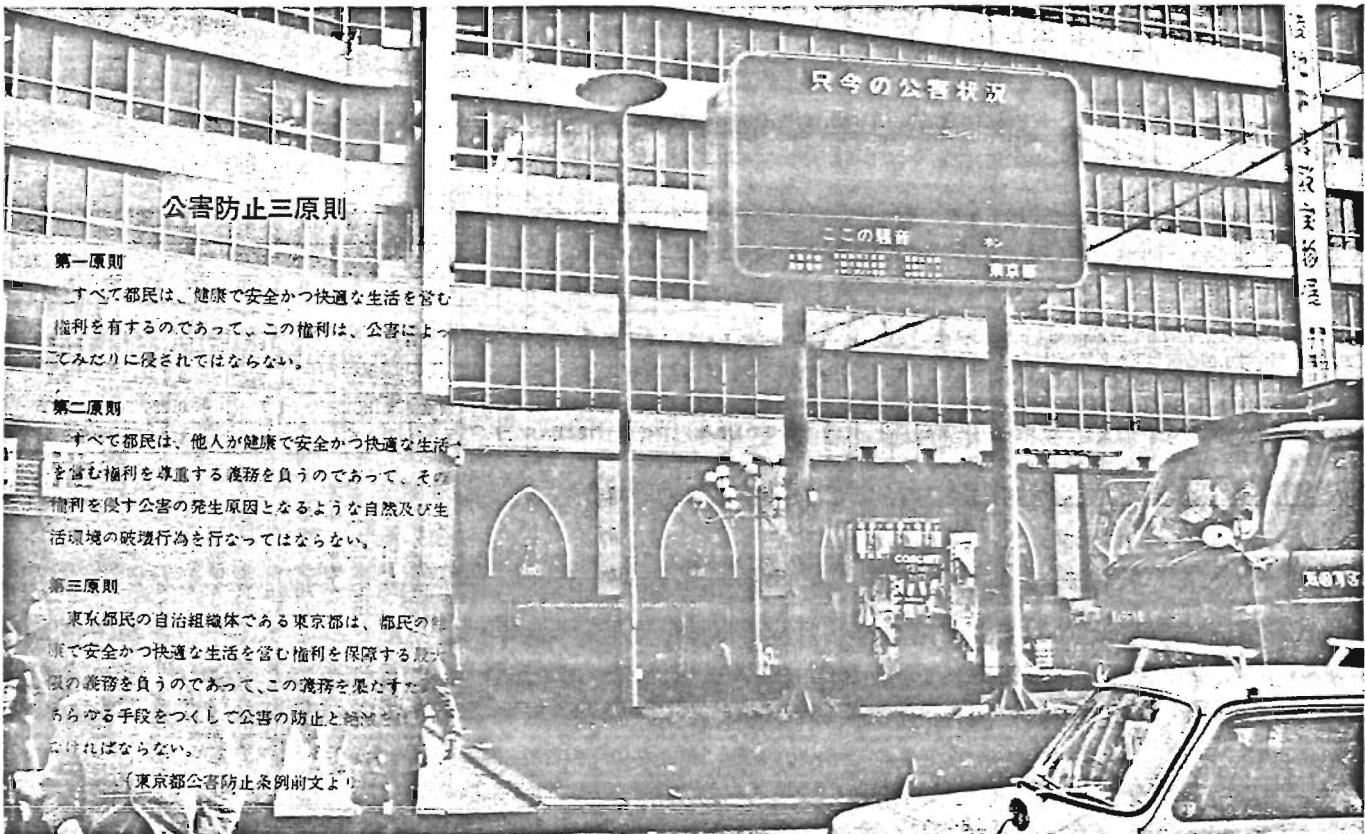
スバリお聞かせください  
番号 981-1133

この電話は夜間・休日でも利用できます。区政に対する意見を要望・苦情をお聞かせください。  
(執務時間中は区民相談室一内線 472-475で受けています。ご利用ください)



## 公害特集号

発行 東京都豊島区役所 豊島区東池袋 1-18-1 ☎ [981] 1111-170 編集 広報室



### 第一原則

すべて都民は、健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するのであって、この権利は、公害によってのみならず侵害されなければならない。

### 第二原則

すべて都民は、他人が健康で安全かつ快適な生活を営む権利を尊重する義務を負うのであって、その権利を侵す公害の発生原因となるような自然及び生活環境の破壊行為を行なってはならない。

### 第三原則

東京都民の自治組織体である東京都は、都民の健康で安全かつ快適な生活を営む権利を保護するための義務を負うのであって、この義務を果たすためあらゆる手段をつくして公害の防止と対策を講じなければならない。

(東京都公害防止条例前文より)

いまや日本の国土のどこにいようと、公害にかこまれているようです。ましてや、公害のデパートといわれる大都市東京の中の豊島区では、前を見ても、後を見ても、左右を見ても、公害とかかわっているようです。でも一体全体、豊島の公害の現状はどうなっているのだろうか。そして、区役所などの行政機関はなにをしてくれているのだろうかと、いう疑問が、区民のみなさんからでてくるのは当然のことだろうと思います。

この特集号は今年に入って、豊島区役所公害課が発行した「豊島の公害」の中から、区民のみなさんの疑問の一部でも答えてみようとの考え方から編集したものです。

## こんな環境破壊を だれがした

では公害＝環境破壊は、いつごろからだれがしたのでしょうか。公害は、きのう・きょう突然とあらわれたのではなく、明治以来の産業優先政策の中で、じわじわと破壊が進行したのです。それに加えて、昭和三十年代の高度経済成長が、破壊を一層加速し、私達の前に猛烈のことく育った公害現象が現われたのです。

また一方、生活に必要な社会資本は充分でなく下水道、公園などの都市施設の整備がはなはだしく遅れていることも、公害をひどくしている原因です。

## 豊島区も 汚染されている

本区は人口密度が非常に高く、緑地が少く都心へ通ずる幹線道路が縦横に交差していく。このような状況からまず第一に自動車の激しい増加に伴なう「自動車公害」があげられます。この汚染は一酸化炭素、炭化水素、窒素化合物をまきちらし、騒音とともに

そのまま隣りのクーラー、深夜営業の騒音、地下水の揚水による地盤沈下等々といろいろな公害が区民の上におおいにふさっています。限られた紙面ですが、具体的な汚染の状況とそれに対して区ではどう取りくんでいますかを中心にお知らせします。

**公害**

**公害**

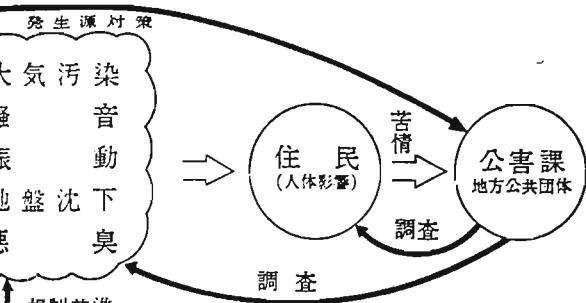
**公害**

に走り回っています。これらの物質はそれぞれ人体に悪い影響を与えます。たとえば一酸化炭素三十ppmのところに八時間いると視覚、精神機能に障害がおこり、そのほか鉛中毒になつたり、またこれらの物質は光化学スモッグの原因となつたりします。区内のおもな交差点の一酸化炭素による汚染濃度は次のページに載せてあります。が環境基準の前後と思われるところがあり、国や都に一層の対策強化を図らなければなりません。

一方、交通騒音は幹線道路ぞいはもとより狭い通りにまで入り込み、昼夜を問わず住民に騒音公害をまきちらしています。自動車公害のつぎは「工場公害」です。各駅前を中心とした商店街が広がり、その回りにアパート、工場、住宅が入り混じて建っています。その上、工場の約八十パーセントは木造で、騒音、振動の公害防止上非常に悪い状況となっています。区内にある工場はそのほとんどが専門企業で、資金もとばしく、利益につながらない公害防止の投資ができるだけかけようとしています。工場や指定作業場の事業主のみなさんは、公害防止をしなければ企業の存続にも影響するものとの理解を深めてもらいたいものです。

住民の生活をおびやかしている公害に「建設公害」があります。一つはビル建築等に伴う解体工事、器材の持運び、くい打、コンクリートの流し込み等々、付近の住民は迷惑をうけます。もう一つは道路等の掘削工事に伴う騒音、振動です。これは都内の交通事故から夜間行なわれることもしばしばあります。限られた紙面ですが、具体的な汚染の状況とそれに対して区ではどう取りくんでいますかを中心にお知らせします。

# 現状と対策



**☆いおう酸化物の環境基準**

- 1時間値0.2ppm以下が、年間の99パーセント以上確保され1時間値の年平均値は、0.05ppm以下とすること。
- 1日平均値0.05ppm以下が年間総日数の70パーセント以上であり、1時間値0.1ppm以下は年間総時間数の88パーセント以下であること。
- 気象条件が悪く緊急時の措置を必要とする程度の汚染日数は、年間総日数の3パーセント(11日)以下とし、それが3日以上続いているではない。

の表です。  
自動車から出る有害物質は、一酸化炭素ばかりでなく数多くありますが、ようやく三汚染物質について規制の方針が決定したのが次

の表です。  
そこで、まず初めて自動車排出ガス(一酸化炭素)についてみてみましょう。  
図面上に表わした④は、昭和四十五年度から四十七年度までに測定した自動車排出ガス(一酸化炭素)の日中八時間の平均濃度です。図では自動車排出ガスの調査を連続する二日間、年二回主要な十交差点で実施し、その調査項目は、一酸化炭素濃度、鉛濃度および交通量です。また、空素酸化物濃度の測定は、常時第九出張所で風向・風速とともに記録しています。

一酸化炭素濃度は、その日の風向・風速、測定地点の状況により変化がありますが、環境基準の前後であり今後も測定を継続していくかなければなりません。

そこで、公害課はただちに①被害状況の報告を受け、公害課はただちに①被害状況のはつまみ、②付近住民、植物への被害はないか、③付近に薬品を使用する工場や、焼却をしている所はないか、を調査するため同中学校へ向いました。幸い被害の程度はかるかつてはいえ豊島区にもこのように大気汚染が広がってきています。

そこで、まず初めに自動車排出ガス(一酸化炭素)についてみてみましょう。  
図面上に表わした④は、昭和四十五年度から四十七年度までに測定した自動車排出ガス(一酸化炭素)の日中八時間の平均濃度です。図では自動車排出ガスの調査を連続する二日間、年二回主要な十交差点で実施し、その調査項目は、一酸化炭素濃度、鉛濃度および交通量です。また、空素酸化物濃度の測定は、常時第九出張所で風向・風速とともに記録しています。

一酸化炭素濃度は、その日の風向・風速、測定地点の状況により変化がありますが、環境基準の前後であり今後も測定を継続していくかなければなりません。

自動車から出る有害物質は、一酸化炭素ばかりでなく数多くありますが、ようやく三汚染物質について規制の方針が決定したのが次

第2表 東京都内の中古車に対する排出ガス減少装置取付け

対象自動車	取付け期限
1,800ccを超える乗用車	48年4月末
1,600ccを超える1,800cc以下の乗用車	48年11月末
1,000ccを超える1,600cc以下の乗用車	49年3月末
1,000cc以下の乗用車	50年3月末
上記以外の自動車	49年12月末

点火時期の調整は1,800ccを超える車を除くすべての中古車 48年3月末

第1表 新車に対する規制

有害物質	運輸省の現行低減目標	環境庁の許容限度の設定方針	
		昭和48年	50.4.1~51.3.31に生産される自動車
一酸化炭素(CO)	11	2.1	2.1
炭化水素(HC)	1.7	0.25	0.25
窒素酸化物(NOx)	3	1.2	0.25

単位 g/km

つぎに、亞硫酸ガスについてみますと、工場やビルなどで重油をボイラーや炉で燃焼する時、重油に含まれているいおう分が燃えて

発生するガスで、この汚染状況は、ビル暖房の関係から冬場が多く、昭和42年から43年をピークに少しづつ減少の傾向をみせていま

す。

亞硫酸ガスによる高濃度汚染が出現した場合は、東京都では緊急の措置として、いおう酸化物の注意報や警報を発令し、大規模な工場や事業場などにばい煙量の排出を減少するよう協力を要請します。亞硫酸ガスおよび浮遊ふりを工場から重油を採取し、調査の結果に基づいていおう分の少ない重油を使用するよう常に指導するとともに熱源を電気、ガス、灯油等に切替えるよう指導しています。こんどは浮遊ふじんについてみてみまし

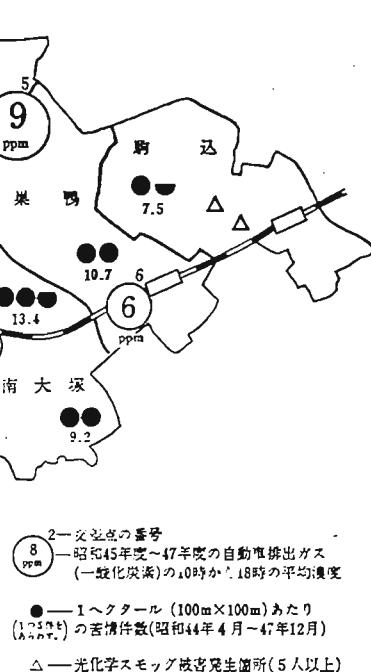
ょ。

大気中に浮遊する粒子状の物質(10ミクロン)0.01mg以下で、おもにボイラーや自動車などの燃焼施設から発生するほか、セメントや肥料工場などからも排出されます。浮遊ふじんによる汚染は広域的な汚染であり、底であるほか、それ 자체が有害で、亞硫酸ガスなどと複合するとさらに有害になります。

自動車排出ガス、亞硫酸ガスおよび浮遊ふじんによる汚染は広域的な汚染であり、底であるほか、それ 자체が有害で、亞硫酸ガスなどと複合するとさらに有害になります。浮遊ふじんによる汚染は広域的な汚染であり、底であるほか、それ 자체が有害で、亞硫酸ガスなどがわが国の政初の光化学スモッグによる被害です。地図上の△印は豊島区で五人以上の被害が発生した個所です。

この原因は、目下東京都で追求していますが、大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽光線を浴びて化学変化を起こし、オキシダントなどの二次汚染物質に変わった物質で検出されるなど東京スモッグは多様化しています。そのほかホルムアルデヒド、アクリレイン等、もともと自然界になかった物質が発生し、延千人をこえる被害者を出した練馬区の石神井南中学校での正体不明の光化学汚染です。この被害は、いずれも東京都の注意喚起令基準のオキシダント濃度15ppmが発生し、それからそれ以下で風のある日に起こり、從来、被害はオキシダント濃度が高く晴れた風のない日に発生するという常識が完全にくつがえされています。

昭和四十五年五月新宿区牛込御町の鉛公害について、七月十八日杉並区の立正高校においで、校庭にいた生徒たちが目が痛い、せきが止まらない、頭痛などの激しい症状を訴えた



●—1ヘクタール (100m x 100m)あたり (125m<sup>2</sup>) の苦情件数 (昭和44年4月-47年12月)

△—光化学スモッグ被害発生箇所 (5人以上)

## 光化学スモッグ対策は

この汚染物質の大部分が自動車排出ガスによるものですが、これに対する規制が前述のようによく実施されます。炭化水素について、東京都では東京スモッグの発生以前である昭和四十年の炭化水素排出量一日四十七トンを目指して、次のような施策をすめています。

◎自動車アイドリング時の排出ガス濃度規制の設置  
◎交通規制による交通量の削減  
◎ブローバイガス還元装置の取り付けおよびガソリンスタンドなどの蒸発防止装置の設置  
◎自動車排出ガス減少装置の取り付けの勧告および指導  
◎光化学スモッグによる被害を最小限にくるための注意報等の周知体制の強化と医師会の協力により小・中学校、保育園の保健室装備に力を入れています。

四十七年中の当区(発令地域は中部)での注意報発令回数は二十二回で被害者は二百六十七名です。

吉 情 の 傾 向

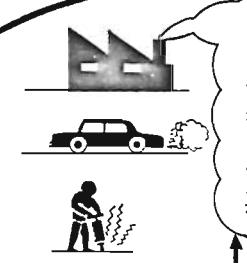
光化学スモッグ

# 公害の現状

## 工場公害

発生源

工場  
指定作業場  
自動車  
建設工事  
その他

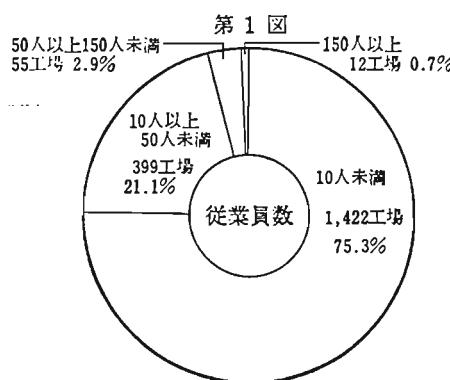


工場から発生する騒音、振動、悪臭、ばい煙に対する苦情が区民のみなさんから多く寄せられています。

公害課では昭和四十五年度と四十六年度の二年度にわたり工場実態調査を行ないました。調査項目は作業場面積、建物構造、作業の大要、設備機械、従業員数等です。調査の結果、豊島区内には昭和四十六年九月一日現在で一、八八八の工場があり、工場の多い町は高田三二六、池袋本町一九一、東池袋一八〇工場で、少ないほうは目白の三八、千川の一〇工場です。

工場の規模は第1図と第2図に示すとおり従業員一〇人未満が七五パーセントで、また作業場面積五十平方メートル（約十五坪）未満が五四パーセントもあり区内の工場はいかに小規模なものが多いことを表わしています。

また、建物の構造についても第3図のように全体の約八〇パーセントは木造で、隣り近所へ騒音が荷抜けといった状態です。工場の周囲は住宅や商店やアパートがのぎとのきあります。公害課では工場対策として次のような方針でとりくんでいます。まず、その工場は公害を取り除く設備がで

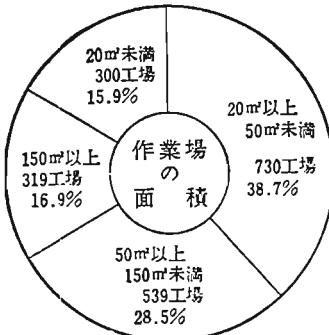


きないか、つぎに効果的除害方法がないときには、問題の工場は移転できないか、その上当面公害防止をどうするかという三段階の解決方法です。この三つの方法で職員は住民と事業主との間にはいり、話し合いを続け解決の道筋を見いだしています。あるときは資金のとぼしい中で除害設備をとりつけさせたり、工場の窓を閉鎖したり、機械の位置を変更したり等々その工場ごとの方法をとっていますが、早急な解決がなかなかむずかしいのが現状です。

- ☆一酸化炭素の環境基準  
1. 連続する8時間における1時間値の平均は、20ppm以下であること。  
2. 連続する24時間における1時間値の平均は、10ppm以下であること。  
この1と2を同時に満足しなければならない。

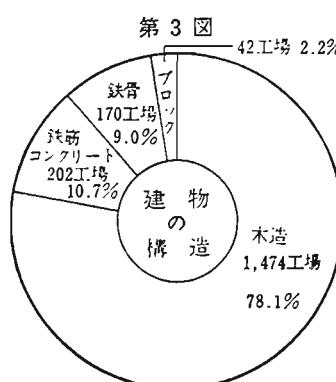
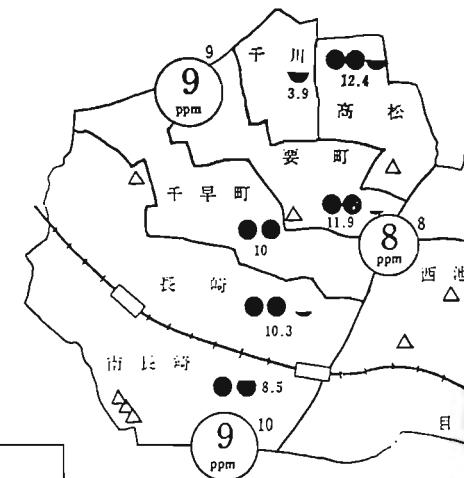
- ☆浮遊粒子状物質の環境基準  
1. 連続する24時間平均値が、大気1以下であること。  
2. 1時間値が、大mmg以下であること。

第2図



主要交差点10ヶ所

- 南池袋1丁目交差点
- 千代田橋交差点
- 上池袋交差点
- 大塚駅南口前交差点
- 新庚申塚交差点
- 巣鴨駅北口前
- 川越街道・平和通り交差点
- 要町バス通り・山手通り交差点
- 要町バス通り・千川通り交差点
- 南長崎2丁目二又交番前交差点



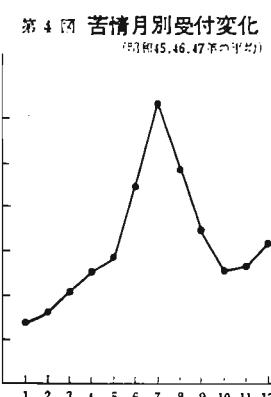
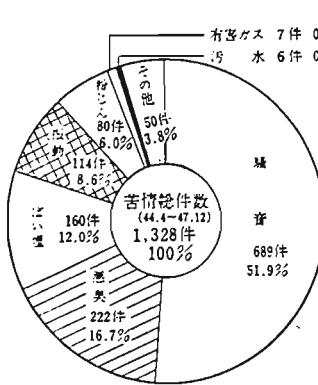
騒音が直接入っていくためと思われます。公害の発生源は（昭和四十四年四月から四十七年十二月までの集計）工場が原因となつたもの三十八パーセント、指定建設作業九パーセント、ボイラー、駐車場等の指定作業場が四パーセントで上記以外のものが原因となつてているものが四十九パーセントとなっています。

これらの苦情をどう解決しているか、具体的な例をつぎのページでお知らせします。

騒音が直接入っていくためと思われます。公害の発生源は（昭和四十四年四月から四十七年十二月までの集計）工場が原因となつたもの三十八パーセント、指定建設作業九パーセント、ボイラー、駐車場等の指定作業場が四パーセントで上記以外のものが原因となつているものが四十九パーセントとなっています。

また、公害現象別では第5図に示すように騒音に関する苦情が半分以上になってしまっており、悪臭、ばい煙の三現象で八十分一セントをしめています。

第5図 公害現象別図表



工場から出る煙で  
目やのどが痛くて困ります  
苦情解決の実例

○田〇  
近所の工場から出る青色の煙で目やのど等が痛くて困っているので、現在して改善させてほしいとおうでしょ。

担当係員は、まず該工場に危生原因となるものがあるかどうか、工場台帳を調べてみたところ見たらなく、そこで苦情者宅を訪問し、実情をきくとともに、実際ににおいをかいでのみにしました。

係員「ごめんなさい。区役所の公害課の者ですが、苦情の件についてお話しを伺いましょう」

係員「どんなにおいか感じを聞かせていただきたいのです」

Aさん「なんていかいいようもないけど、とにかく煙が出てくるから、ちょっと待ってくださいね」

Bさん「苦勞さまです。ほんとににおうんですよ。ひどい時は息が苦しくなる。こういうのは公害課の仕事でしょ。早くなんとかしてヨ」

係員「そうですが、でもにおいといふのはその人に由来で感じたものがうし、防止策がたらくものなんですが、おたくから煙の出てくる所が見えますか。できれば見せていただきたいのですが…」

Aさん「どうぞ上がってブランドから見てください」

係員「あの方の軒先まで立ちあ

Bさん「うらなんかいつも窓をあいて奥の部屋に逃げこむのよ」

Aさん「アラ、おうてきだつ、におうでしょ」

係員「今、ちうとにおったけれど、あのにおいですか。いずれにしても発生箇所の見当がつきましたから、工場に行つて調査し、問題があれば改善するよう指導したいと思います。結果については、あとでお知らせいたします」

係員「おはようございます。苦情者とわかれ、工場へお話を伺いました」

係員「この付近の方から、おたくの工場から出る煙といよいのことで苦情があつたので、今日は工場内を調査させていただきまつす。どなたか設備にくわしい方の立合をお願いいたします」

工場長「うちはボイラーマなし、あまり煙の出る施設はないのですが、では、工場長に案内させます」

工場長「現状おもに〇〇部品のXキ加工を行なつておりますが排水等は地下貯槽でPH調整のうえ下水に流しています」

係員「においの出る作業があつますか」

工場長「後で見ていただきますが、鉄板に写真を焼き付ける一連の工程のなかにいくぶんにおいの出る作業があります」

係員「これはなんですか。油がこげるようなにおいがしますけど…」

工場長「鉄板面に盛られたハンダをいたらにするため熱した油のみを入れ、表面処理する機械です」

係員「油はなにを使っていますか」

Bさん「うらなんかいつも窓をあいて奥の部屋に逃げこむのよ」

Aさん「アラ、おうてきだつ、におうでしょ」

係員「あの方の軒先まで立ちあ

工場長「いいえ、煙はどこへ出していくのです。この煙はどこへ出していくのです。

この件は、その後、除害施設の設置箇所、規模等を検討の結果、ウォータースプレー方式を採用しましたから、工場に行つて調査し、問題があれば改善するよう指導したいと思います。結果については、あとでお知らせいたします」

係員「おはようございます。苦情者とわかれ、工場へお話を伺いました」

係員「この付近の方から、おたくの工場から出る煙といよいのことで苦情があつたので、今日は工場内を調査させていただきまつす。どなたか設備にくわしい方の立合をお願いいたします」

工場長「うちはボイラーマなし、あまり煙の出る施設はないのですが、では、工場長に案内させます」

工場長「現状おもに〇〇部品のXキ加工を行なつておりますが排水等は地下貯槽でPH調整のうえ下水に流しています」

係員「においの出る作業があつますか」

工場長「後で見ていただきますが、鉄板に写真を焼き付ける一連の工程のなかにいくぶんにおいの出る作業があります」

係員「これはなんですか。油がこげるようなにおいがしますけど…」

工場長「鉄板面に盛られたハンダをいたらにするため熱した油のみを入れ、表面処理する機械です」

係員「单なる水蒸気ならにおいもないはずです、また、においの原因になつているものが水蒸気です」

性のものでしたら、排氣を水で

(S担当課員記)

第3表 得点順位表

順位	工場名	得点	地域	業種	地域	〇…適 X…不適	苦情者調 査の反応	改善の有無
1	A	90	住	プレス		○	△	○
2	B	89	準工	印刷		○		○
3	C	89	住	金属		X	○	△
4	D	88	商	クリーニング		○	○	○
5	E	73	商	印刷		○	×	×
6	F	69	住	木工		X	×	×
7	G	68	準工	電気機器		○	×	×
8	H	68	準工	塗装		○		△
9	I	68	商	食品		○		△
10	J	65	住	食品		○		△
11	K	64	商	金属		○		△
12	L	52	準工	プレス		○	△	△
13	M	30	住専	食品		X	△	△
14	N	28	住	塗装		×		○
15	O	26	住	プレス		X		×
16	P	24	住			○	△	△
17	Q	24	住	塗装		X	×	×
18	R	12	住	金属		X	×	△
19	S	8	住専	塗装		×	×	×
20	T	6	住専	木工		×	×	×
21	U	5	住	プレス		X	△	△

